

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第二編 雇用と失業

第二章 失業

第三節 臨時工

臨時工は、国民経済の軍事化に対応して、急速に増大している。労働省の雇用指数(製造業)によつて、一九五二年における常用工と臨時工の増加率を比較してみると、臨時工の方がきわだつて高い(第70表)。

また、東京労働基準局のおこなつた「臨時工調査」によれば、つぎのとおりである。すなわち、この調査は、従業員二〇〇人以上の事業所一五三を対象として、一九五二年九月までの過去一年間についておこなつたものであるが、この期間の臨時工の雇用状況をみると、常用工が約二%の増加にすぎなかつたのに、日雇の臨時工は約二二%、日雇を除く臨時工は約一六%と、それぞれかなり増加し、その結果、臨時工の雇用率(臨時工の常用工にたいする比率)は、九%から一三%への上昇となつている。

さらに、東京都労政課が一二〇工場について調査したところによると、臨時工の雇用率は、朝鮮戦争がはじまつた前後には、約一一%であつたが、一九五二年春には約一三%となつたことが報告されている。

なお、埼玉労働基準局が常時一〇〇名以上の労働者が働いている県下一四〇工場について、朝鮮戦争開始後の二年間にわたり調査したところによつても、臨時工の雇用率は、一九五一年四月には約一一%であつたが、一九五二年四月に約一四%となつている。

おなじ調査によつて、一九五二年四月における臨時工採用工場の産業別比率をみると、第71表のとおりである。それは、あきらかに軍需産業部門に臨時工が多いことを物語つている。

つぎに、臨時工の労働条件についてみよう。都市に停滞している失業者が常にそうであるように、臨時工もまたきわめて不安定で劣悪な労働条件のもとに働くことを余儀なくされている。臨時工がどんなに不安定な条件におかれているかは、その解雇者数を常用工と比較すれば明瞭である(第72表)。そして、とくに重要なことは、臨時工の存在が、同時に本工を脅やかして、その労働条件を悪化させていることである。

東京労働基準局の「臨時工調査」によれば、常用工と臨時工の賃金には、非常な差がある。すなわち、一九五二年九月における臨時工(製造業)の一人一日平均賃金は三八六円であり、これは常用工の六七八円にたいして約五七%にしか当らない。また、たとえば、輸送用機械器具製造業部門(臨時工の雇用率が二〇%をこえている)の仕上工では、常用工七一五円、臨時工五六一円で、臨時工は常用工の賃金の約七八%、溶接工では常用工五六二円、臨時工三三二円で約五九%、板

金工では常用工六七円、臨時工六一八円で約九二%、機械工では常用工七一四円、臨時工六一三円で約八六%となつている。

さらに、調査期間中における賃金上昇率をみると、製造業では常用工が約一二%増となつているのに、臨時工は約五%増にすぎず、運輸通信業でも常用工の約二二%増にたいし、臨時工は約一二%増となつている。そのため、常用工と臨時工との賃金格差も拡大している。前述した埼玉労働基準局の調査についてこれをみると、一九五一年四月には、常用工にたいし臨時工は約五六%の賃金を受取つていたが、一年後には、その比率が約四八%に低下している。この調査の対象工場中、臨時工を採用している工場は七六であるが、そのうち六五工場までは日給制である。また、昇給条件が明示されている工場は二八にすぎず、しかも臨時工のなかで日々雇い入れられるものについては、ほとんど該当条件がない。さらに退職金を支払う工場は九にすぎない。

臨時工は、賃金だけでなく、すべての労働条件で不利な状態におかれている。富士製鉄作業員労働組合(臨時工組合)の幹部は、つぎのように語つている。——「私ども臨時工は作業夫と呼ばれ、本工と同一の作業をおこなっている。本工が不足しているので、作業夫には運転、熔接、そのほか特殊技能者もいる。賃金については、経験年数、技能を考慮していない。有給休暇には、平均一日分の賃金が支給されるが、日数はわずか六日であつて、本工は一四日獲得している実情である。福利厚生施設の利用については、本工と格段の相違がある。本工なみといえるのは、ただひとつ理髪券の使用のみであり、風呂の利用については、本工は有料とはいえ、ほとんど無料にちかひのに反し、作業夫は街の風呂代に比し、いくらか低めといつたていどで、本工とくらべるとかなり高い浴料を払わされている。交通費の補助については、本工は補助を受けているが、臨時工にはぜんぜんない。石炭手当などについては、本工は石炭三・八トンの無償支給を受けたのであるが、臨時工は、コークストーン、豆炭一・ニトンの支給で、しかもトン当り五〇〇〇円の自弁をさせられている。そのほか、臨時工には家族手当もなく、賞与は本工の四割ていどを受けるにとどまっている」(北海道立労働科学研究所「北海道労働経済」第三八号)。

東京労働基準局の「臨時工調査」によつて、臨時工の社会保険加入状況をみると、健康保険では全事業所の約七〇%がこれに加入しており、厚生年金保険は約六〇%、失業保険は約八九%となつている。しかし、これらの各保険に臨時工の加入している事業所中、臨時工の六〇%以上が加入している事業所は、健康保険で約六八%、厚生年金保険で約六九%、失業保険で約八三%という数字が示されている。

また、労働災害をみると、臨時工は常用工にくらべると度数率、強度率ともに高い。たとえば、製造業では、度数率は常用工二六・七にたいし臨時工四五・四で一・七倍、強度率は常用工三一・九にたいし臨時工一三一・〇で三・八倍になつている。

さらに、臨時工の労働組合の結成状況をみると、臨時工単独の労働組合も結成せず、常用工の労働組合にも加入していない事業所が総数の九三%を占め、常用工の結成する労働組合に加入している事業所が総数の三%あるだけだと報告されている。この調査結果は、臨時工の団結また臨時工と常用工の提携が、いかに困難なものであるかを物語つているとともに、それが利用される条件を十分に備えていることをあきらかにしている(もちろん、この調査結果にはあらわれていないが、臨時工単独で結成する労働組合も存在する)。

さいごに、労働協約の締結状況をみると、臨時工単独の労働協約も締結せず、常用工の締結した労働協約の適用も受けない事業所が総数の八〇%にたつし、常用工の締結した労働協約の適用を

受ける事業所が総数の一六%あるだけだと報告されている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---